

## 熊本市PRショートドラマ制作等業務委託基本仕様書

## 1 業務委託名

熊本市PRショートドラマ制作等業務委託

## 2 業務目的

本市の魅力をPRするための縦型ショートドラマ※(以下、「ショートドラマ」という。)を制作し、本市の各課が所管する SNS アカウント(市公式 Youtube・市公式 X 及び観光政策課 Instagram 等)において発信するとともに、当該ショートドラマをメディアミックスにより広報・発信し、本市の認知度及び興味・関心を高めることで、関係・交流人口の増加を図る。

## 3 履行期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日(火)まで

## 4 履行場所

本市の指定する場所

## 5 業務内容

## (1) ショートドラマの企画・制作

- ・本市を舞台としたショートドラマを企画・制作すること。
- ・ショートドラマは縦型(9:16)で制作すること。
- ・ショートドラマは1本につき1~3分尺の動画とし、複数制作すること。
- ・5(2)に掲げる広報及び配信を行うにあたり、ダイジェスト版等の広告用動画を1本以上制作すること。
- ・ショートドラマの撮影は、全編を通して本市内で撮影すること。
- ・ショートドラマの内容は、清らかで豊富な地下水とそれにより育まれた豊かな農産物、熊本城を中心とした歴史・文化や都市としての高い利便性など、上質な生活都市としての熊本市の魅力をPRできるものとする。
- ・訴求する年代を10代から40代の幅広い年代に設定し、ターゲットとする訴求年代に応じてより話題性の高い企画を複数提案すること。
- ・ショートドラマの監督及び脚本家については、番組制作・動画制作等で制作実績のある者を提案すること。
- ・撮影にあたり、環境音やノイズが入らないよう十分な音響機材を活用するとともに、カメラについてもドラマ撮影に耐える十分な機材を用意すること。

- ・ショートドラマの撮影及び編集その他各種調整について、業務が滞ることがないように、十分な人員を確保すること。万一業務が滞った場合には、委託契約の範囲内で追加の人員を早急に確保すること。
- ・ショートドラマ制作に際して、必要な機関との連絡調整及び必要な費用の支払を行うこと。
- ・出演者及びその所属事務所との連絡調整及び必要な費用の支払を行うこと。
- ・ショートドラマの撮影にあたり、撮影場所へのアポイント取得や利用料の支払等必要な事務及び調整を実施すること。
- ・出演料やスタッフの交通費その他ショートドラマの制作及び撮影に必要な費用については、本件委託業務に含め、契約外の費用が発生することがないように十分に留意すること。
- ・撮影した映像について、本市による2次利用が可能な状態で納品すること。2次利用への転用が難しい場合は、別の2次利用が可能な素材を納品物として提供すること。
- ・制作したショートドラマについて、期限を定めず視聴が可能な状態とすること。期限を設ける必要がある場合は、その旨企画提案書に明記すること。

## (2) ショートドラマのメディアミックスによる広報及び発信

- ・本市の各課が所管する SNS アカウント ([市公式 YouTube チャンネル](#)及び[市公式 X](#)、[観光政策課 Instagram「くまもとシティガイド【公式】」](#)等)、及び企画提案者が別途提案する媒体 (X等 SNS アカウントのほか、放送媒体・広告媒体等) で配信すること。  
なお、その際、契約期間中に達成可能なショートドラマを掲載した媒体ごとの見込再生回数及び総再生回数 (全動画の合計) を提案すること。
- ・上記再生回数の達成に向けた媒体ごとの広報展開スケジュールを、具体的な理由を添えて提案すること。なお、当該再生回数を達成するために進捗管理を行うこと。

## 6 納品

### (1) 成果物

(ア) ショートドラマ投稿データ

(イ) 2次利用可能データ

(ウ) 業務実績報告書

※業務実績報告書には、動画を掲載した媒体ごとに再生回数、リーチ数、インプレッション数、クリック数(率)、シェア、いいね数などの数値による広報効果と、閲覧者の属性(性別、年齢、地域等)がわかる場合はその分析を行うこと。

### (2) 納品方法

(ア)、(イ): 電子データ(MP4)

(ウ) Microsoft「Word」または「Powerpoint」で作成した電子データ

### (3)納品場所

熊本県熊本市中央区手取本町1-1

政策局 秘書部 広報課

### (4)電子データは、CD-ROM又はDVD-ROM等電子記録媒体で提出すること。

なお、HDD等の媒体に入れ込む等の方法での提出も可とする。

## 7 著作権及び秘密保持に係る留意事項

(1) 受託者は、本業務の履行に伴い新たに撮影又は作成した素材(写真や図・表等)及び成果物に関する全ての著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された成果物の著作権は、当該成果物の引渡時に、受託者が当該著作権の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者が均等に共有するものとする。

(2) 委託者、受託者双方は、成果物についての著作者人格権が自己に帰属するとみなされた場合であっても、相手方、相手方の継承人又は、これらのものから許諾又は譲渡を受けた第三者に対し、一切の著作者人格権(著作権法(昭和45年法律第48号)第18条から第20条までに規定する権利をいう。)を行使しないものとする。

(3) 成果品及び本業務の履行に伴い、受託者または第三者が権利を有している素材(写真や図・表等)を用いる場合は、成果物の二次利用等が可能となるよう、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む著作権処理等を行うこと。

(4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら本市の責に帰する場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(5) 受託者は本業務(再委託した場合を含む)にて知りえた情報等については、本市の許可無く他の事業等に使用したり漏らしたりしてはならない。

## 8 その他

(1) 本業務の実施にあたり、各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。

(2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。

(3) 契約期間終了後も可能な限り長期間配信できるよう必要な措置を行うこと。

(4) 事業実施にあたり何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに熊本市に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。

(5) 受託者は、仕様書に記載した業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築するとともに、速やかに委託者と協議を行い、業務実施にかかる計画書(実施内容及びスケジュール)を提出すること。

- (6) 受託者は、本業務の履行にあたって、契約書及び仕様書に明記のない事項が生じた場合や、疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うとともに、委託金額の範囲内において実施内容の変更等を指示した場合は、それに従うこと。
- (7) 業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合は、本市にあらかじめ報告するものとする。
- (8) 災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。